

静岡県公安委員会規則第26号

静岡県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年11月29日

静岡県公安委員会委員長 稲田 精 治

静岡県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則

静岡県金属くず営業条例施行規則（昭和33年静岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| (確認の方法) 第9条の2 条例第11条第1項の公安委員会規則で定める方法は、身分証明書、運転免許証、 <u>国民健康保険被保険者証</u> 、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード等身分を証する資料の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることとする。 | (確認の方法) 第9条の2 条例第11条第1項の公安委員会規則で定める方法は、身分証明書、運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード等身分を証する資料の提示を受け、又は相手方以外の者で相手方の身元を確かめるに足りるものに問い合わせることとする。 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和6年12月2日から施行する。